

## 普通徴収から特別徴収への切替届出書 記載要領

1. 普通徴収から特別徴収への切り替えを行う場合、速やかに提出してください。
2. 「指定番号」欄については、税額通知書に記載してある特別徴収義務者指定番号を記入してください。新たに特別徴収を開始される事業所は、特別徴収指定番号がありませんので、空欄でご提出ください。
3. 年度途中での特別徴収への変更は、本人に何期まで支払ったかを確認した上で特別徴収の開始月をご記入ください。
4. 普通徴収の納期限が過ぎている分は、特別徴収への切り替えができませんので、ご注意ください。
5. 特別徴収の納期限は徴収月の翌月10日です。(10日が日曜日、祝日または金融機関等の休みにあたるときは、その翌日。)

# 普通徴収から特別徴収への切替届出書 記載の仕方

## 普通徴収から特別徴収への切替届出書

◎納税義務者から普通徴収分を特別徴収へ切り替えたい旨の申し出があった場合は、速やかに提出してください。

年 月 日	給与 支 払 者	所在地	指定番号	
		名 称	法人番号	
	電 話	電 話	担 当 者	係
			氏 名	
霧島市長殿				

税額通知書に記載してある特別徴収義務者指定番号を記入してください。新規事業者の場合は、空欄で結構です。

給与 所 得 者	フリガナ	昭和	申請理由(番号を○で囲んでください。)
	氏 名	平成 年 月 日生	
	1月1日現在の住所	1. 月 日入社のため	
現在の住所	2. 正社員になったため	3. その他 ( )	
現住所			

1月1日現在の住所および現住所を記入してください。

該当番号に○をし、必要事項を記入してください。

上記の者の普通徴収分について

第 期以降を 月分 ( 月 日納期限分) から特別徴収します。

- 月末までに到着した分について翌月からの開始となります。
- 普通徴収の納期限が過ぎているものについては、切り替えできません。

普通徴収分(個人納付)が第何期まで納付済か確認のうえ記入してください。  
(霧島市の普通徴収分の納期は第1期から第9期まで)

特別徴収の開始月を記入してください。  
納期限は徴収月の翌月10日となります。